

## 観光拠点来訪促進業務公募型プロポーザル審査基準表

	審査項目	審査内容	係数	配点
1	日本遺産及び本市観光資源に対する理解度（20点）	日本遺産の認定ストーリーや本市内の名所、特産、特性等に関して十分な知識と理解を有しており、提案内容に盛り込まれているか。	4	20
2	同種・類似事業の実績（20点）	過去5年度（2017年4月1日から2022年3月31日）の間に観光拠点来訪促進業務または類似業務の元請受注実績があるか。 ※共同事業体で提案する場合は、代表構成団体だけでなく、その他構成団体も含むものとする。	4	20
3	工程計画（実施フロー）実施体制（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程計画（実施フロー）の内容が具体的かつ実現可能か。</li> <li>・実施体制において有資格者を含む必要かつ十分な体制を確保しているか。</li> </ul>	2	10
4	コンテンツの内容（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に定める要件を満たしているか。</li> <li>・当該事業の推進にあたって想定される課題と対応策について具体的かつ実現可能な内容となっているか。</li> </ul>	2	10
5	事業効果（15点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施により、市内消費が促される内容となっているか。</li> <li>・メディアに取りあげられるような話題性や市内における観光消費及びにぎわいの創出が見込まれるか。</li> </ul>	3	15
6	参考見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案限度額を超過しておらず、適正かつ必要最低限度の見積額となっているか。</li> <li>・提案者の相対評価 (最低参考見積額/当該参考見積額) × 25点</li> </ul>	—	25
	合計			100

※評価基準点：5点（非常に優秀）、4点（優秀）、3点（普通）、2点（やや劣る）、1点（劣る）